

令和5年10月27日
関東財務局

関東財務局横浜財務事務所における行政文書の 所在不明による個人情報の滅失について

令和5年9月7日、関東財務局横浜財務事務所において、行政文書の保管状況を確認したところ、下記の行政文書の所在不明による個人情報の滅失が発生したのでお知らせします。

記

- 事案1 平成24年度のたばこ小売販売許可業者から申請のあった出張販売の許可申請に係る販売先管理者等350名程度の情報が含まれる行政文書
- 事案2 平成24年度のたばこ小売販売許可業者から申請のあった営業所仮移転の許可申請に係る仮移転先管理者等数名程度の情報が含まれる行政文書
- 事案3 平成24年度のたばこ販売協同組合から申請のあった定款変更の認可申請に関するたばこ販売協同組合の役員等20名程度の情報が含まれる行政文書

上記事案については、外部に持ち出す文書ではないこと、これまでに外部からの問合せ等の事実もないことから、保存期間を誤認して廃棄を行った可能性が高く、個人情報の外部流出の可能性は極めて低いものと考えております。

このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。今般の事態を重く受け止め、改めて文書管理の徹底を図り、このようなことが起きないように万全を期すことで、信頼の確保に努めてまいります。

なお、当該書類に記載された方の特定ができないため、報道機関への資料配付及び関東財務局ホームページによる事案の公表をもって、御迷惑をお掛けしたことについてお詫び申し上げます。

(連絡先)

理財部 理財第3課	048-600-1121
横浜財務事務所 総務課	045-681-0931

事案 1 平成 24 年度のたばこ小売販売許可業者から申請のあった出張販売の許可申請に係る販売先管理者等 350 名程度の情報が含まれる行政文書が所在不明となった事案

(1) 所在不明となった行政文書による個人情報滅失の概要

① 件数等

許可申請に係る販売先管理者等 350 名程度

※ 所在不明となった行政文書は、当局内の事務処理に関する資料の原本であり、副本は作成していないため、当該行政文書に記載された個人は特定できませんが、過去の類似の書類から人数を推定しています。

② 該当部署

横浜財務事務所(所在地：神奈川県横浜市中区北仲通)

③ 行政文書の内容等

・行政文書の内容

平成 24 年度のたばこ小売販売許可業者から申請のあった出張販売の許可申請に関する行政文書

・含まれる個人情報

販売先管理者及び立会者 350 名程度の氏名（一部電話番号、住所が含まれる可能性あり）

(2) 所在不明となった状況

令和 5 年 9 月 7 日、横浜財務事務所において行政文書ファイル管理簿の内容の確認を行う中で、保有個人情報が記載された行政文書について、保存期間が満了していないにもかかわらず、所在が不明であることが判明しました。

その後、事務所内を隈なく検索しましたが発見に至らず、廃棄した記録が残されていないことから、紛失したと判断しました。

(3) 外部への漏えいの懸念

事務所内を隈なく検索しましたが発見に至っていないこと、本件行政文書は外部に持ち出す性質のものではないこと、また、これまでに外部からの問合せ等の事実もないことから、他の書類とともに保存期間を誤認して廃棄した可能性が高く、個人情報が外部へ流出した可能性は極めて低いものと考えております。

そのため、二次被害のおそれは極めて低いものと考えております。

(4) 販売先管理者及び立会者への対応

所在不明となった行政文書に記載された出張販売の許可申請に係る販売先管理者及び立会者の特定ができないため、販売先管理者及び立会者に対しては、報道機関への資料配付及び当局ホームページによる事案の公表をもって、ご迷惑をおかけしたことについてお詫び申し上げます。

事案 2 平成 24 年度のたばこ小売販売許可業者から申請のあった営業所仮移転の許可申請に係る仮移転先管理者等数名程度の情報が含まれる行政文書が所在不明となった事案

(1) 所在不明となった行政文書による個人情報滅失の概要

① 件数等

許可申請に係る仮移転先管理者等数名程度

※ 所在不明となった行政文書は、当局内の事務処理に関する資料の原本であり、副本は作成していないため、当該行政文書に記載された個人は特定できませんが、過去の類似の書類から人数を推定しています。

② 該当部署

横浜財務事務所(所在地：神奈川県横浜市中区北仲通)

③ 行政文書の内容等

・行政文書の内容

平成 24 年度のたばこ小売販売許可業者から申請のあった営業所仮移転の許可申請に関する行政文書

・含まれる個人情報

仮移転先管理者及び立会者数名程度の氏名（一部電話番号、住所が含まれる可能性あり）

(2) 所在不明となった状況

令和 5 年 9 月 7 日、横浜財務事務所において行政文書ファイル管理簿の内容の確認を行う中で、保有個人情報が記載された行政文書について、保存期間が満了していませんにもかかわらず、所在が不明であることが判明しました。

その後、事務所内を隈なく検索しましたが発見に至らず、廃棄した記録が残されていないことから、紛失したと判断しました。

(3) 外部への漏えいの懸念

事務所内を隈なく検索しましたが発見に至っていないこと、本件行政文書は外部に持ち出す性質のものではないこと、また、これまでに外部からの問合せ等の事実もないことから、他の書類とともに保存期間を誤認して廃棄した可能性が高く、個人情報が外部へ流出した可能性は極めて低いものと考えております。

そのため、二次被害のおそれは極めて低いものと考えております。

(4) 仮移転先管理者及び立会者への対応

所在不明となった行政文書に記載された営業所仮移転の許可申請に係る仮移転先管理者及び立会者の特定ができないため、仮移転先管理者及び立会者に対しては、報道機関への資料配付及び当局ホームページによる事案の公表をもって、ご迷惑をおかけしたことについてお詫び申し上げます。

事案 3 平成 24 年度のたばこ販売協同組合から申請のあった定款変更の認可申請に関するたばこ販売協同組合の役員等 20 名程度の情報が含まれる行政文書が所在不明となった事案

(1) 所在不明となった行政文書による個人情報滅失の概要

① 件数等

たばこ販売協同組合の役員等 20 名程度

※ 所在不明となった行政文書は、当局内の事務処理に関する資料の原本であり、副本は作成していないため、当該行政文書に記載された個人は特定できませんが、過去の類似の書類から人数を推定しています。

② 該当部署

横浜財務事務所(所在地：神奈川県横浜市中区北仲通)

③ 行政文書の内容等

・行政文書の内容

平成 24 年度のたばこ販売協同組合から申請のあった定款変更の認可申請に関する行政文書

・含まれる個人情報

たばこ販売協同組合の役員等 20 名程度の氏名

(2) 所在不明となった状況

令和 5 年 9 月 7 日、横浜財務事務所において行政文書ファイル管理簿の内容の確認を行う中で、保有個人情報が記載された行政文書について、保存期間が満了していないにもかかわらず、所在が不明であることが判明しました。

その後、事務所内を隈なく検索しましたが発見に至らず、廃棄した記録が残されていないことから、紛失したと判断しました。

(3) 外部への漏えいの懸念

事務所内を隈なく検索しましたが発見に至っていないこと、本件行政文書は外部に持ち出す性質のものではないこと、また、これまでに外部からの問合せ等の事実もないことから、他の書類とともに保存期間を誤認して廃棄した可能性が高く、個人情報が外部へ流出した可能性は極めて低いものと考えております。

そのため、二次被害のおそれは極めて低いものと考えております。

(4) たばこ販売協同組合の役員等への対応

所在不明となった行政文書に記載されたたばこ販売協同組合の当時の役員等について特定ができないため、たばこ販売協同組合の当時の役員等に対しては、報道機関への資料配付及び当局ホームページによる事案の公表をもって、ご迷惑をおかけしたことについてお詫び申し上げます。